

正

届書コード	※処理区分
265	

# 健康保険 被保険者賞与支払届

T13

④ 賞与支払年月日  
令和 年 月 日

常務理事	事務局長	課長		担当者

①健康保険被保険者証の記号		⑦ 賞与支払予定年月	⑧ 令和 年 月
---------------	--	------------	----------

②健康保険被保険者証の番号	③生年月日	④賞与支払年月日	⑤賞与額(合計)	①被保険者の氏名		②種別
				賞与額		③※
				④通貨によるものの額	⑤現物によるものの額	作成原因
A	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
B	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
C	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
D	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
E	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
F	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
G	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
H	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
I	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③
J	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				④ 円	⑤ 円	③

①

社会保険労務士記載欄
印

令和 年 月 日提出

事業所所在地	〒	—
事業所名称		
事業主氏名		印
電話	( )	局番

◎※印欄は記入しないでください。

副

届書コード	※処理区分
265	

健康保険 被保険者標準賞与決定通知書

④ 賞与支払年月日

令和 年 月 日

①健康保険被保険者証の記号		⑦ 賞与予定年月	令和 年 月
---------------	--	----------	--------

②健康保険被保険者証の番号	③生年月日	④賞与支払年月日	⑤賞与額(合計)	①被保険者の氏名		②種別
				賞与額		⑥※
				⑦通貨によるものの額	⑧現物によるものの額	作成原因
A	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
B	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
C	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
D	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
E	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
F	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
G	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
H	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
I	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥
J	元号 年 月 日	令和 年 月 日	千円	①		②
				⑦	⑧	⑥

① 健康保険組合理事長

上記のとおり標準賞与が決定されたので通知します。

(付記)

- 前月までの標準賞与額の年間累計額が540万円をすでに超えている場合は標準賞与額は0円となり、当該届出により年間累計額が540万円を超える場合には、540万円から前月までの累計額を控除した額が標準賞与額となります。
- この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であれば、文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求をすることができます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求ができます。  
なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この通知書を受け取ったらすみやかに、決定された標準賞与などを、それぞれの被保険者に通知してください。

事業所所在地	〒	—	
事業所名称			
事業主氏名			殿
電話	(	)	局番